

衛生だより



令和2年度第5号（5月）発行
千葉県北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel：0478-54-1291 Fax：54-5996
夜間・休日緊急（転送されます）
（公社）千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

適切な防護対策により、 放射線診療従事者の被ばくを防止しましょう！

令和2年4月22日付けで、獣医療法施行規則の一部を改正する省令等が公布され、眼の水晶体について、放射線障害を防止するための基準等が改正されました。主な改正内容は、以下のとおりです。なお、施行は令和3年4月1日からです。

- 1 放射線診療従事者等の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定。（規則※¹第13条）
 - 令和3年4月1日以後、5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト
 - 4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

【参考：改正前】4月1日を始期とする1年間につき150ミリシーベルト

- 2 眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録及び5年間の保存に係る規定を追加。（規則第15条）
- 3 眼の水晶体の等価線量を算定するため、3ミリメートル線量当量の測定について、以下の規定を追加。（規則第14条及び告示※²第3条）
 - 眼の水晶体の線量測定については、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる。
 - 眼の水晶体の等価線量の算定について、3ミリメートル線量当量を選択肢とする。

※1 獣医療法施行規則

※2 獣医療法施行規則第14条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件の一部を改正する告示

放射線防護の3原則（規則第16条第1項より）

- ①線源と人体の間に防護具等の遮へいを置く
- ②線源と人体の距離を大きくとる
- ③被ばくする時間を短くする

～法令を遵守し、適正な獣医療に努めましょう！～

お問合せ先

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996
〒287-0004 千葉県香取市岩ヶ崎台12-1